

【質問】私のところは、自宅ではほぼ寝たきり状態の義母、私たち夫婦まだ老人ではありません、息子夫婦とその子どもたちの三世帯家族です。毎月少なくとものお金を病院に支払っていますが毎月支払うお金が違います。それに、支払ったお金がある程度を超しますと返還されると聞いています。その説明をしてください。

(主婦)

# 外来と入院で別ルール



【回答】健康保険では、

療養費の適正化および療養の給付(大別して現物給付と現金給付があり、本日は現物給付Ⅱ医療の給付についてのお話です)を受ける被保険者(皆さん)と健康な被保険者との間における、公平の見地などから一部負担金制度が設けられています。

負担金(窓口で支払う金額)はたいへん複雑でこれに大病院(二百床以上)、中小病院(二百床以下)、診療所と違ったルールが設

## 一部負担金

けられており、皆さんが窓口で支払う場合に首をかしげたり、戸惑ったりされ、不信感を持たれても当然ではないかと思えます。今回は基礎編を、順次外来と入院に分けて説明させていただきます。

大原則は入院・外来とも三割、三歳未満は二割であるということです。

今回は一部負担金(窓口で支払う金額)が複雑で多岐にわたっていることを説明します。今からの説明が一部の方々にあてはまり、多くの方々には直接ではありませんが、やがて自分たちもかかわってきますので関係がないことはありません。外来と入院では別のルールが設けられていますの

で今回は基礎編を、順次外来と入院に分けて説明させていただきます。

## 複雑な仕組み 内容理解を

平成十四年十月一日以降に七十歳に達する者(七十五歳に達するまで)の窓口負担の月額自己負担限度額

③. 一部負担金(老人保健)

Ⅱ月額自己負担限度額(七十五歳以上および平成十四年九月三十日以前に七十歳に達した者ならびに六十五歳以上で寝たきりの状態にある者)の外来④。それにそれぞれに収入で上位所得者(月収五十六万円以上)と一定以上の所得(年収六百三十七万円以上、単身で四百五十万円以上)に、一般、低所得者(個人の年金収入が六十五万円以下と住民税非課税世帯)に分けられています。

よって①から④と収入別でどれかに属するわけですから自分がどれに該当するかわかるのが大事です。

(県医師会)